

議員提出意見書案第 8 号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 9 月 25 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

## 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県等の超早場米の消費地での取引価格が前年を4,000円程度下回る1万2,000円(1俵60kg)など取り沙汰されており、全国的な価格の大暴落が強く懸念される。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたことで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがある。

政府は、助成金を増額して主食用米から飼料用米への転換を誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にある。

この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにある。また、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

福島県須賀川市議会議長 市村喜雄

衆議院議長

参議院議長 宛

内閣総理大臣

農林水産大臣